

## 定例監査の結果

### 1 監査の期間

平成28年11月1日から平成29年1月6日まで

### 2 監査の対象

#### (1) 対象部課

教育委員会事務局学校教育課、生涯学習課、スポーツ課

- ・小学校（西尾、花ノ木、西野町、米津、中畑、寺津、福地北部、佐久島、白浜）
- ・中学校（平坂、一色、佐久島）
- ・ふれあいセンター（中央、西野町、室場、三和）
- ・公民館（一色、吉良）
- ・地域交流センター（一色）

#### (2) 対象期間

平成28年4月1日から平成28年9月30日

### 3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問による審査を実施した。

### 4 監査の結果

監査の結果は、概ね適正に処理されていると認められた。

しかし、以下に掲げるとおり、改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

#### (1) 学校教育課

ア 契約事務について、下記のとおり不備が見受けられた。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(ア) 契約締結伺いにおいて、1者随意契約の正当な理由の記載のないものがあった。

(イ) 50万円を超える契約において、予定価格書が封入されていないものがあった。

イ 公印の使用について、下記のとおり不備が見受けられた。公印の重要性を認識し、適正な事務をされたい。

(ア) 決裁文書を公印管守者に提示せずに使用していた。

(イ) 公印を押印した文書が綴られていた。

ウ 児童生徒健康増進特別事業委託料において、実績報告書が事業完了前に提出されていた。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

エ 理科教育設備整備費等補助金について、交付決定時に調定していなかった。西尾市予算決算会計規則に則った事務処理をされたい。

## (2) 生涯学習課

ア 契約事務について、下記のとおり不備が見受けられた。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(ア) 50万円を超える契約において、予定価格書が封入されていないものがあった。

(イ) 建設工事請負契約約款で定められた完了届の提出を受けていないものがあった。

イ 公印を押印した文書が綴られていた。公印の重要性を認識し、適正な事務をされたい。

ウ 愛知県放課後子ども教室推進事業費補助金について、交付決定時に調定していなかった。西尾市予算決算会計規則に則った事務処理をされたい。

エ 主任主査の年次休暇の専決で、担当に課長補佐が配属されていない場合は課長が専決者となるが、課長補佐となっていた。

オ 職員の週休日の勤務において、休憩時間が与えられていないものがあった。労働時間が6時間を超える場合には少なくとも45分の休憩を、また、8時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩を与える必要があるため、労働基準法第34条の規定により適切な労務管理をされたい。

カ 職員の時間外勤務手当の支給事務において、同一週を超えて週休日の振替を行い、1週間の正規の勤務時間を超えなかったにもかかわらず、時間外勤務手当を支給していたものが散見された。今後、このような誤りが発生しないよう適切な事務処理をされたい。

キ 臨時職員の賃金の支給事務において決裁処理がされていなかった。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

## (3) スポーツ課

ア 契約事務について、下記のとおり不備が見受けられた。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(ア) 契約締結伺いにおいて、1者と随意契約を締結する理由が不明確なものや正当な理由の記載のないものがあった。

(イ) 合理的な理由がないにもかかわらず契約を分割しているものがあった。

イ 西尾市学校体育施設スポーツ開放屋外体育夜間照明施設使用料において、旧幡豆郡三町地区の利用料金を設備の実情を考慮し軽減していた。西尾市使用料及び手数料条例の改正により対応されたい。

## (4) 小・中学校

ア 外部記憶媒体（USBメモリ）取扱いについて、鍵のない保管庫で保管されているものがあった。西尾市USBメモリ等外部記憶媒体取扱い実施手順により適切な管理をされたい。

イ 学校が受領した補助金からの支払事務において、請求日から支払いまで、一定期間以上経過しているものがあつた。法令等に則つた会計処理をされたい。

(5) ふれあいセンター・公民館・地域交流センター

ア 契約事務において、契約書に契約保証金に関する事項、談合その他不正行為に係る契約解除に関する事項、暴力団排除に係る契約解除に関する事項又は支払の遅延に対する遅延利息に関する事項の記載のないものがあつた。事務の執行にあたっては、法令等で基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

イ ふれあいセンターにおいて、文書の専決区分を館長専決としているものがあつた。決裁規定を見直すなど、西尾市決裁規程に則つた事務処理をされたい。

ウ 公印の使用について、決裁文書を公印管守者に提示せずに使用していた。公印の重要性を認識し、適正な事務をされたい。